

＼ 経営者保証いりません ＼

経営者保証なしで融資を受けられる新制度
はじめました!

身に着けたノウハウを生かして独立したい。
運転資金を借りたいけど、連帯保証人になるのは不安だな・・・

フランチャイズオーナーとして開業したい。
初期費用を借りたいけど、連帯保証は必要なのかな？

事業を法人化したい。
連帯保証人にならずに融資を受けられないかな？

このような悩みをお持ちの方
スタートアップ創出促進保証
(信用保証制度)
の利用をご検討ください

スタートアップだけでなく、
創業全般に
ご利用いただけます

活用事例

レストラン（保証金額800万円）
数店舗の飲食店勤務後に、独立を志し創業。設備資金
は自己資金にて手当し、本制度は事業が軌道に
乗るまでの仕入れ、人件費等運転資金確保の為に申込。

制度詳細は裏面をご確認ください



スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	保証割合	100%保証
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 (据置期間1年又は3年以内)
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	創業関連保証の保証料率に 0.2%上乗せ
添付書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)		

本制度をご利用いただける方

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

詳しくは、当協会各支店までお問い合わせください

事業所	担当地域	電話番号
八重洲支店(本店内)	千代田区・中央区・港区・島しょ	03-6264-1830
池袋支店	豊島区・板橋区・練馬区	03-3987-5445
五反田支店	品川区・目黒区	03-5447-8250
錦糸町支店	墨田区・江東区・江戸川区	03-5608-2011
新宿支店	新宿区・中野区・杉並区	03-3344-2251
千住支店	足立区・荒川区・葛飾区	03-3888-7231
上野支店	台東区・文京区・北区	03-3847-3171
渋谷支店	渋谷区・世田谷区	03-5468-0135
大田支店	大田区	03-5710-3610
立川支店	八王子支店担当以外の多摩地区	042-525-6621
八王子支店	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	042-646-2511

(注) 担当地域は、法人の本店登記のある区市町村によります。本店が都外にある場合は、主たる営業所の所在地によります。

詳細な制度概要はこちら



(中小企業庁ホームページ)

2023年8月発行